厚生労働省
群馬労働局

Press Release

厚　生　労　働　省 群 馬 労 働 局 発 表 令和５年 12 月 22 日

【照会先】
群馬労働局 職業安定部 職業対策課
課　　長　篠 田 幸 一
地方障害者雇用担当官　梅 澤 正 樹
（電　話）027-210-5008

報道関係者 各位

令和５年 障害者雇用状況の集計結果

～　県内の民間企業、雇用障害者数・実雇用率いずれも過去最高を更新　～

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対し常時雇用する従業員の一定割合以上の障害者の雇用を義務づけており、群馬労働局（局長 加藤 博人）においては、法定雇用率未達成の企業・公的機関等に対し雇用率達成指導を強力に推進するとともに、同法に基づき対象となる県内の企業・公的機関等から６月１日現在における障害者の雇用状況についての報告を求めています。

今般、この「障害者雇用状況」に関する令和５年の集計結果をとりまとめましたので、公表します。

なお、令和６年４月１日から障害者の法定雇用率が 0.2%引き上げられ 2.5%となります。

このため群馬労働局・ハローワークでは、引き続き法定雇用率達成に係る指導・助言を行うとともに、障害者の方が希望や能力・適性を十分に活かし、その特性等に応じて活躍できるよう障害者雇用対策を推進してまいります。

【集計結果のポイント】

＜民間企業（法定雇用率 2.3%）＞（対象企業数：1,717 社）

○雇用障害者数、実雇用率、いずれも過去最高を更新。

- **雇用障害者数は 6,512.0人**（前年の 6,313.0 人から 199.0人増加）
- **実雇用率は 2.28%**（前年の 2.21%から0.07ポイント上昇）

※ 全国平均は2.33%で、全国順位は43 位。（前年 38 位）

○法定雇用率達成企業の割合は、56.1%（前年 54.3%から1.8ポイント上昇）

※ 全国平均は50.1%で、全国順位は29 位。（前年 29 位）

＜公的機関＞（同2.6%、教育委員会は2.5%）

- 群馬県の機関（4）：雇用障害者数は188.5 人（前年 177.5 人）、実雇用率2.90%（前年2.74%）
- 市町村等の機関（39）：雇用障害者数は493.0 人（前年 469.0 人）、実雇用率2.54%（前年2.45%）
- 群馬県等の教育委員会（6）：雇用障害者数は367.5 人（前年 315.5 人）、実雇用率2.65%（前年2.27%）

＜地方独立行政法人等＞（同2.6%）

- 地方独立行政法人（4）：雇用障害者数が9.5 人（前年8.5 人）、実雇用率2.32%（前年2.06%）

1 民間企業における雇用状況

○ 対象企業数 1，717 社（前年 1，703 社）

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

民間企業（43.5人以上規模の企業：法定雇用率 2.3%）において雇用されている障害者の数は前年より3.2 %（199.0 人）増加し 6,512.0 人（前年 6,313.0 人）となり、21年連続で過去最高を更新した。

このうち、身体障害者は 3,820.0人（前年比 1.7%、62.5人増）、知的障害者は 1,645.0人（同 0.4%、6.5人増）、精神障害者は 1,047.0人（同 14.2%、130.0人増）であった。

実雇用率は 2.28%（前年 2.21%）で、11年連続で過去最高を更新したが、全国平均を0.05%下回った（全国平均は 2.33%（同 2.25%））。

法定雇用率達成企業の割合は 56.1%（同 54.3%）と前年から 1.8ポイント上昇し、全国平均を6.0%上回った（全国平均は、50.1%（同 48.3%））。

実雇用率は、昨年度全国 38位から43位となり、法定雇用率達成企業割合は29位から変わらずであった。 〔総括表 1、詳細表 1(1)〕

【グラフ１】

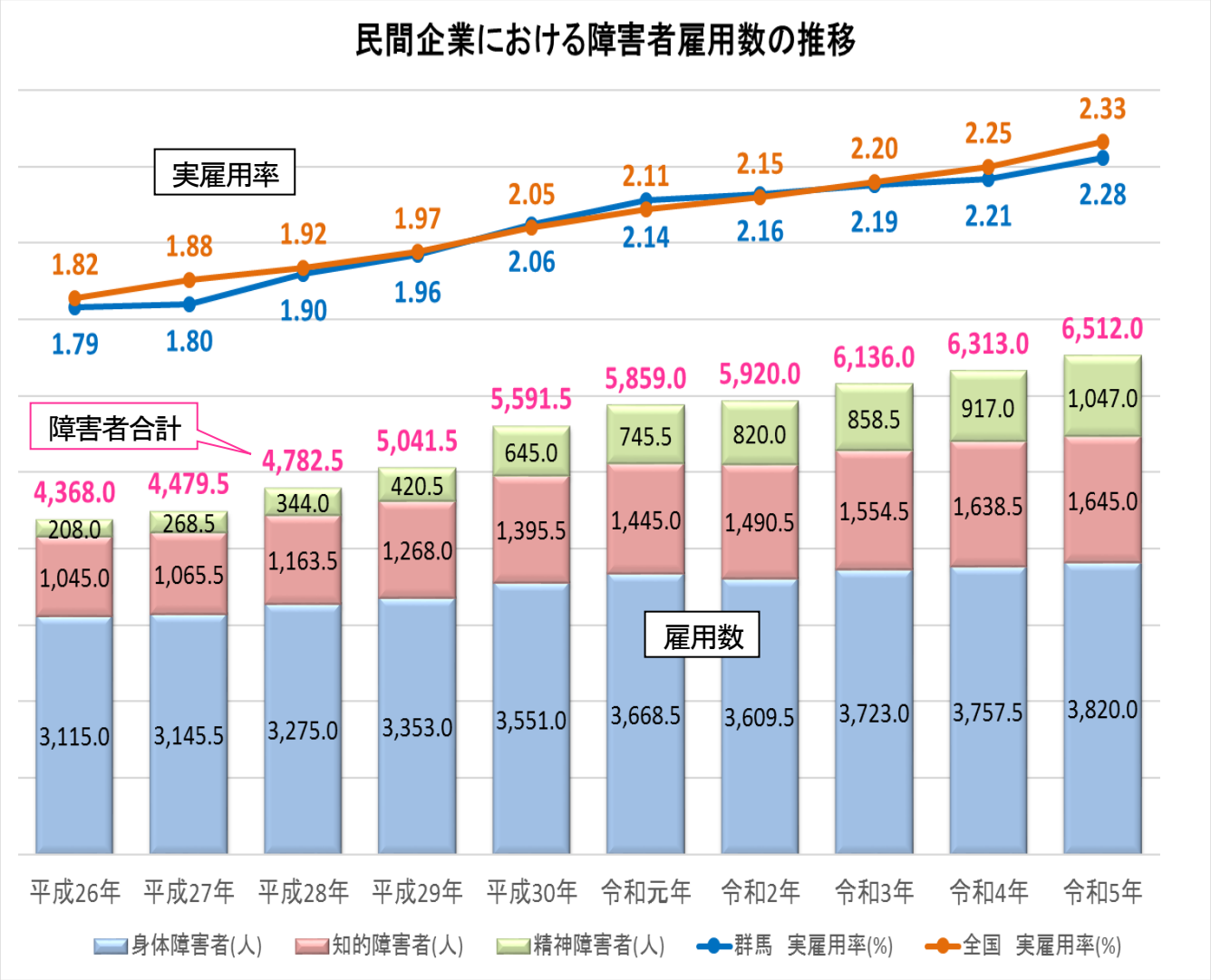

○ 企業規模別の状況

企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、43.5人～100人未満規模企業で1,259.0人（前年比 9.2%増）、100人～200人未満で 1,219.0人（同 4.5%減）、200人～300人未満で 687.5人（同 2.9%減）、300人～500人未満で 852.5人（同 10.8%増）、500人～1,000人で 747.5人（同 3.5%増）、1,000人以上で 1,746.5人（同 3.6%増）となった。

実雇用率は、43.5人～100人未満規模企業で 2.01%（前年 1.86%）、100人～200人未満で 2.31%（同 2.43%）、200人～300人未満で 2.29%（同 2.32%）、300人～500人未満で 2.44%（同 2.18%）、500人～1,000人未満で 2.30%（同 2.20%）、1,000人以上で 2.41%（同 2.31%）となった。

〔詳細表 1(2)〕

○ 産業別の状況

産業別にみると、雇用されている障害者の数は「農，林，漁業」「鉱業，採石業，砂利採取業」「建設業」「製造業」「情報通信業」「卸売業，小売業」「不動産業，物品賃貸業」「宿泊，飲食サービス業」「生活関連サービス業，娯楽業」「教育，学習支援業」「医療，福祉」「サービス業」の業種で増加した。

産業別の実雇用率では、高い産業が「生活関連サービス業，娯楽業」3.44%（前年3.60%）、「鉱業，採石業，砂利採取業」2.78%（同2.99%）、「医療，福祉」2.71%（同2.63%）、等であり、低い産業が「電気・ガス・熱供給・水道業」0.00%（同0.00%）「学術研究，専門・技術サービス業」1.39%（同1.54%）、「教育，学習支援」1.45%（同1.26%）等であった。

〔詳細表 1(3)〕

（注）「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上１人を２人に相当するものとしてダブルカウントしている。

また、短時間労働者である重度身体障害者及び重度知的障害者、精神障害者（当分の間）については、１人を１カウントとしている。

さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、法律上１人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

２ 地方公共団体における在職状況

(1) 群馬県の機関　　対象機関４機関（前年４機関）

群馬県の機関（法定雇用率 2.6%）に在職している障害者の数は 188.5人（前年177.5人）で、実雇用率は 2.90%（前年 2.74%）であった。

〔総括表 ２(1)、詳細表 ２(1)〕

(2) 市町村等の機関　　対象機関３９機関（前年３９機関）

市町村の機関（３５機関）（法定雇用率 2.6%）に在職している障害者の数は 477.0人（前年 460.0人）で、実雇用率は 2.57%（前年 2.52%）であった。

未達成は、４市（沼田市、藤岡市、渋川市、安中市）、４町（中之条町、草津町、みなかみ町、玉村町）、３村（南牧村、嬬恋村、川場村）であったが、藤岡市と川場村は現在達成している。

〔総括表 ２(2)、詳細表 ２(4)〕

その他の機関（４機関）（法定雇用率 2.6%）に在職している障害者の数は16.0 人（前年9.0 人）で、実雇用率は 1.79%（前年 1.02%）であった。

未達成は、伊勢崎市病院事業であった。

〔総括表 ２(2)、詳細表 ２(5)〕

(3) 群馬県等の教育委員会　　対象教育委員会６教育委員会（前年６教育委員会）

群馬県教育委員会（法定雇用率 2.5%）に在職している障害者の数は 308.0人（前年259.0人）で、実雇用率は 2.63%（前年 2.21%）であった。

市町村の教育委員会（５機関）（法定雇用率 2.5%）に在職している障害者の数は 59.5人（前年 56.5 人）で、実雇用率は 2.70%（前年2.58%）であった。

未達成は、利根沼田学校組合教育委員会であった。

〔総括表 ２(3)、詳細表 ２(2)、(3)〕

３ 地方独立行政法人等における雇用状況

地方独立行政法人（４法人）

地方独立行政法人等の機関（法定雇用率 2.6%）に在職している障害者の数は 9.5人（前年 8.5人）で、実雇用率は 2.32%（前年 2.06%）であった。

未達成法人は、群馬県公立大学法人と群馬県住宅供給公社であったが、群馬県公立大学法人は現在達成している。

〔総括表 ３、詳細表 ３〕

1　民間企業における雇用状況

○　対象企業数1,717社（前年1,703社）

○　法定雇用率達成企業の割合、雇用障害者数、実雇用率

・ 群馬県の法定雇用率達成企業割合は全国水準を上回り、全国順位は29位であった。
・ 雇用障害者数は 6,512.0人と、過去最高となった。
・ 群馬県の実雇用率は 0.07ポイント上昇したが、全国順位は43位であった。

（単位：人、%、ポイント）

	法定雇用率達成企業割合		雇用障害者数（群馬）				実雇用率	
	群馬	全国	合計	身体	知的	精神	群馬	全国
令和５年	56.1	50.1	6,512.0	3,820.0	1,645.0	1,047.0	2.28	2.33
令和４年	54.3	48.3	6,313.0	3,757.5	1,638.5	917.0	2.21	2.25
増減数(ポイント)	1.8	1.8	199.0	62.5	6.5	130.0	0.07	0.08
増減率	-	-	3.2%	1.7%	0.4%	14.2%	-	-

○　企業規模別の状況

（単位：人、%、ポイント）

	法定雇用率達成企業割合			雇用障害者数				実雇用率		
	令和５年	令和４年	増減	令和５年	令和４年	増減数	増減率	令和５年	令和４年	増減
規模計	56.1	54.3	1.8	6,512.0	6,313.0	199.0	3.2	2.28	2.21	0.07
43.5～100未満	54.1	52.0	2.0	1,259.0	1,152.5	106.5	9.2	2.01	1.86	0.15
100～200未満	60.4	61.6	▲ 1.2	1,219.0	1,276.0	▲ 57.0	▲ 4.5	2.31	2.43	▲ 0.12
200～300未満	60.3	50.7	9.6	687.5	708.0	▲ 20.5	▲ 2.9	2.29	2.32	▲ 0.03
300～500未満	54.0	53.5	0.5	852.5	769.5	83.0	10.8	2.44	2.18	0.26
500～1,000未満	54.7	48.1	6.6	747.5	722.0	25.5	3.5	2.30	2.20	0.10
1,000以上	57.7	60.0	▲ 2.3	1,746.5	1,685.0	61.5	3.6	2.41	2.31	0.10

○　産業別の状況

（単位：人、%、ポイント）

	法定雇用率達成企業割合			雇用障害者数				実雇用率		
	令和５年	令和４年	増減	令和５年	令和４年	増減数	増減率	令和５年	令和４年	増減
産業計	56.1	54.3	1.8	6,512.0	6,313.0	199.0	3.2	2.28	2.21	0.07
農，林，漁業	72.7	54.5	18.2	21.0	20.0	1.0	5.0	2.43	2.30	0.13
鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	100.0	0.0	3.0	2.0	1.0	50.0	2.78	2.99	▲ 0.21
建設業	50.0	40.4	9.6	154.0	140.0	14.0	10.0	2.13	1.91	0.22
製造業	62.7	60.1	2.7	1,962.5	1,879.5	83.0	4.4	2.29	2.24	0.05
電気・ガス・熱供給・水道業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	0.00	0.00
情報通信業	56.5	54.2	2.4	73.0	71.5	1.5	2.1	1.87	1.82	0.05
運輸業，郵便業	60.5	60.3	0.2	337.0	362.0	▲ 25.0	▲ 6.9	2.63	2.56	0.07
卸売業，小売業	43.9	39.8	4.1	1,436.0	1,398.0	38.0	2.7	2.17	2.04	0.13
金融業，保険業	38.9	42.1	▲ 3.2	203.0	203.0	0.0	0.0	2.12	2.04	0.08
不動産業，物品賃貸業	44.0	39.1	4.9	62.0	56.5	5.5	9.7	1.78	1.69	0.09
学術研究，専門・技術サービス業	45.7	51.6	▲ 5.9	49.0	49.0	0.0	0.0	1.39	1.54	▲ 0.15
宿泊業，飲食サービス業	55.1	49.0	6.1	73.5	72.5	1.0	1.4	1.68	1.56	0.12
生活関連サービス業，娯楽業	53.7	47.5	6.2	197.0	192.5	4.5	2.3	3.44	3.60	▲ 0.16
教育，学習支援業	36.4	33.3	3.0	60.0	51.5	8.5	16.5	1.45	1.26	0.19
医療，福祉	62.8	62.4	0.5	1,280.5	1,248.0	32.5	2.6	2.71	2.63	0.08
複合サービス業	47.4	47.4	0.0	84.5	87.0	▲ 2.5	▲ 2.9	1.97	1.90	0.07
サービス業	46.4	49.5	▲ 3.0	516.0	480.0	36.0	7.5	1.96	1.96	0.00

鉱

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者(精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る)である。

○　民間企業　……
- 一般の民間企業　……　２．３％
  （43.5人以上規模の企業）
- 特殊法人等　……　２．６％
  - 労働者数38.5人以上規模の特殊法人
  - 独立行政法人、国立大学法人等

○　国、地方公共団体　……　２．６％
（38.5人以上規模の機関）

○　都道府県等の教育委員会　……　２．５％
（40.0人以上規模の機関）

※（　）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって１人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※　特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※　重度身体障害者又は重度知的障害者については、その１人の雇用をもって、２人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※　重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（１週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、１人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※　精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その１人をもって１人分としてカウントされる。

※　令和６年４月１日より、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者（１週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）については、その１人をもって0.5人分としてカウントされる。

◎　民間企業に対する障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。

障害者雇用状況報告
（毎年６月１日の状況）

（障害者雇用促進法 第 43 条第 7 項）

↓

障害者雇入れ計画作成命令
（２年計画）

翌年１月を始期とする２年間の計画を作成するよう、公共職業安定所長が命令を発出

（同法第 46 条第 1 項）

↓

障害者雇入れ計画の適正実施勧告

計画の実施状況が悪い企業に対し、適正な実施を勧告（計画１年目 12 月）

（同法第 46 条第 6 項）

↓

特　別　指　導

雇用状況の改善が特に遅れている企業に対し、公表を前提とした特別指導を実施（計画期間終了後に９ヶ月間）

↓

企　業　名　の　公　表

（同法第 47 条）

不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し厚生労働省本省による直接指導も実施している。

令和5年6月1日現在における障害者の雇用状況

1　民間企業における雇用状況（法定雇用率 2.3%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数	⑤ 達成割合
群馬県	285,486.5 人	6,512.0 人	2.28 %	964 / 1,717	56.1 %
	(285,942.5 人)	(6,313.0 人)	(2.21 %)	(925 / 1,703)	(54.3 %)
全国	27,523,661.0 人	642,178.0 人	2.33 %	54,239 / 108,202	50.1 %
	(27,281,606.5 人)	(613,958.0 人)	(2.25 %)	(52,007 / 107,691)	(48.3 %)

2　県、地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率 2.6%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	6,493.0 人	188.5 人	2.90 %	4 / 4	100.0 %
群馬県知事部局	4,767.0 人	138.0 人	2.89 %	1 / 1	100.0 %
その他の県機関	1,726.0 人	50.5 人	2.93 %	3 / 3	100.0 %

(2) 市町村等の機関（法定雇用率 2.6%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	19,436.0 人	493.0 人	2.54 %	27 / 39	69.2 %
市町村	18,542.5 人	477.0 人	2.57 %	24 / 35	68.6 %
その他機関	893.5 人	16.0 人	1.79 %	3 / 4	75.0 %

(3) 法定雇用率 2.5%が適用される教育委員会（法定雇用率 2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	13,893.0 人	367.5 人	2.65 %	5 / 6	83.3 %
群馬県教育委員会	11,689.5 人	308.0 人	2.63 %	1 / 1	100.0 %
市町村教育委員会	2,203.5 人	59.5 人	2.70 %	4 / 5	80.0 %

3　地方独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率 2.6%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	410.0 人	9.5 人	2.32 %	2 / 4	50.0 %

注　1　１の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数等を除いた職員数である。

2　２の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

3　各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上１人を２人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者・重度知的障害者および精神障害者（精神障害者については令和５年度から当分の間）については、１人を１カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上１人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

4　法定雇用率2.6%が適用される教育委員会とは（任命権者が教育長である等により）法定雇用率2.5%が適用される一定の市町村の教育委員会以外の教育委員会である。

5　（　）内は、令和４年６月１日現在の数値である。

1　民間企業における雇用状況（法定雇用率 2.3%）

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数 A.重度身体障害者又は重度知的障害者	B. 重度以外の身体障害者又は重度以外の知的障害者、および精神障害者	C.重度身体障害者又は重度知的障害者、および精神障害者である短時間労働者	D.重度以外の身体障害者又は重度以外の知的障害者である短時間労働者	E. 計 A×2＋B＋C＋D×0.5	F. うち新規雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
群馬県	1,717 (1,703)	285,516.5 (285,942.5)	1,501 (1,465)	2,806 (2,746)	548 (400)	312 (474)	6,512.0 (6,313.0)	660.5 (650.5)	2.28 (2.21)	964 (925)	56.1 (54.3)

〔1(1)①表の注〕

注1　②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2　③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、法律上1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するにあたりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者」については、法律上1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するにあたり0.5カウントしている。

3　A、B欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、C、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

4　C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者を含む。
精神障害者である短時間労働者については、令和5年度から当分の間、1人を1カウントすることとなった。

5　F欄の「うち新規雇用分」は、令和4年6月2日から令和5年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6　( )内は、令和4年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数 a.重度身体障害者	b.重度以外の身体障害者	c.重度身体障害者である短時間労働者	d.重度以外の身体障害者である短時間労働者	e.計 a×2＋b＋c＋d×0.5	f.うち新規雇用分	③知的障害者の数 a.重度知的障害者	b.重度以外の知的障害者	c.重度知的障害者である短時間労働者	d.重度以外の知的障害者である短時間労働者	e.計 a×2＋b＋c＋d×0.5	f.うち新規雇用分	④精神障害者の数 b.精神障害者	d.精神障害者である短時間労働者	e.dのうち(①注4)に該当する労働者	f.計 b＋(d－e)×0.5＋e	g.うち新規雇用分
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
群馬県	6,512.0 (6,313.0)	1,151 (1,108)	1,293 (1,311)	149 (148)	152 (165)	3,820.0 (3,757.5)	320.0 (294.0)	350 (357)	757 (735)	108 (108)	160 (163)	1,645.0 (1,638.5)	129.5 (159.0)	756 (700)	291 (290)	291 (144)	1,047.0 (917.0)	211.0 (197.5)

〔1(1)②表の注〕

注1　①欄の「障害者の数」とは②③e欄及び④f欄の計である。

2　②③a欄の重度障害者については法律1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するにあたりダブルカウントしている。

3　②③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、法律上1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄を算出するにあたり0.5カウントしている。

4　②③のa.b欄及び④のb欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のcd欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

5　②③f欄及び④g欄の「うち新規雇用分」は、令和4年6月2日から令和5年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6　( )内は令和4年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

（２） 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数 A.重度身体障害者又は重度知的障害者	B. 重度以外の身体障害者又は重度以外の知的障害者、および精神障害者	C.重度身体又は重度知的障害者、および精神障害者である短時間労働者	D. 重度以外の身体障害者又は重度以外の知的障害者である短時間労働者	E. 計 A×2＋B＋C＋D×0.5	F.うち新規雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
規模計	1,717	285,486.5	1,501	2,806	548	312	6,512.0	660.5	2.28	964	56.1
	(1,703)	(285,942.5)	(1,465)	(2,746)	(400)	(474)	(6,313.0)	(650.5)	(2.21)	(925)	(54.3)
人	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
43.5～100未満	995	62,749.5	253	554	147	104	1,259.0	161.0	2.01	538	54.1
	(980)	(62,022.0)	(230)	(532)	(98)	(125)	(1,152.5)	(107.5)	(1.86)	(510)	(52.0)
100～200未満	407	52,777.5	250	544	140	70	1,219.0	139.0	2.31	246	60.4
	(409)	(52,592.0)	(263)	(569)	(126)	(110)	(1,276.0)	(126.0)	(2.43)	(252)	(61.6)
200～300未満	136	29,986.5	166	285	54	33	687.5	58.5	2.29	82	60.3
	(136)	(30,483.0)	(175)	(289)	(38)	(62)	(708.0)	(43.5)	(2.32)	(69)	(50.7)
300～500未満	100	34,959.0	188	380	82	29	852.5	73.0	2.44	54	54.0
	(99)	(35,223.0)	(174)	(328)	(61)	(65)	(769.5)	(70.5)	(2.18)	(53)	(53.5)
500～1,000未満	53	32,546.0	181	294	76	31	747.5	80.0	2.30	29	54.7
	(54)	(32,794.0)	(174)	(307)	(40)	(54)	(722.0)	(70.0)	(2.20)	(26)	(48.1)
1,000以上	26	72,468.0	463	749	49	45	1,746.5	149.0	2.41	15	57.7
	(25)	(72,828.5)	(449)	(721)	(37)	(58)	(1,685.0)	(233.0)	(2.31)	(15)	(60.0)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数 A.重度身体障害者	B.重度以外の身体障害者	C.重度身体障害者である短時間労働者	D.重度以外の身体障害者である短時間労働者	E.A×2＋B＋C＋D×0.5	③ 知的障害者の数 A.重度知的障害者	B.重度以外の知的障害者	C.重度知的障害者である短時間労働者	D.重度以外の知的障害者である短時間労働者	E.A×2＋B＋C＋D×0.5	④ 精神障害者の数 C.精神障害者	D.精神障害者である短時間労働者	E.Dのうち(①注4)に該当する労働者	F.C＋(D－E)×0.5＋E
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
規模計	6,512.0	1,151	1,293	149	152	3,820.0	350	757	108	160	1,645.0	756	291	291	1,047.0
	(6,313.0)	(1,108)	(1,311)	(148)	(165)	(3,757.5)	(357)	(735)	(108)	(163)	(1,638.5)	(700)	(290)	(144)	(917.0)
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
43.5～100未満	1,259.0	181	263	40	53	691.5	72	150	28	51	347.5	141	79	79	220.0
	(1,152.5)	(169)	(255)	(35)	(60)	(658.0)	(61)	(146)	(26)	(38)	(313.0)	(131)	(64)	(37)	(181.5)
100～200未満	1,219.0	193	239	35	27	673.5	57	155	49	43	339.5	150	56	56	206.0
	(1,276.0)	(191)	(257)	(30)	(28)	(683.0)	(72)	(162)	(57)	(56)	(391.0)	(150)	(65)	(39)	(202.0)
200～300未満	687.5	121	147	17	15	413.5	45	72	8	18	179.0	66	29	29	95.0
	(708.0)	(117)	(138)	(19)	(22)	(402.0)	(58)	(71)	(5)	(19)	(201.5)	(80)	(35)	(14)	(104.5)
300～500未満	852.5	131	166	25	14	460.0	57	103	13	15	237.5	111	44	44	155.0
	(769.5)	(132)	(159)	(30)	(15)	(460.5)	(42)	(83)	(12)	(20)	(189.0)	(86)	(49)	(19)	(120.0)
500～1,000未満	747.5	151	132	18	18	461.0	30	69	7	13	142.5	93	51	51	144.0
	(722.0)	(141)	(146)	(19)	(20)	(457.0)	(33)	(76)	(5)	(9)	(151.5)	(85)	(41)	(16)	(113.5)
1,000以上	1,746.5	374	346	14	25	1,120.5	89	208	3	20	399.0	195	32	32	227.0
	(1,685.0)	(358)	(356)	(15)	(20)	(1,097.0)	(91)	(197)	(3)	(21)	(392.5)	(168)	(36)	(19)	(195.5)

注 1(1)②表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数 A.重度身体障害者又は重度知的障害者	B. 重度以外の身体障害者又は重度以外の知的障害者、および精神障害者	C.重度身体障害者又は重度知的障害者、および精神障害者である短時間労働者	D. 重度以外の身体障害者又は重度以外の知的障害者である短時間労働者	E. 計 A×2＋B＋C＋D×0.5	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
	企業	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
産業計	1,717	285,486.5	1,501	2,806	548	312	6,512.0	2.28%	964	56.1
	(1,703)	(285,942.5)	(1,465)	(2,746)	(400)	(474)	(6,313.0)	(2.21%)	(925)	(54.3)
	企業	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
農,林,漁業	11	865.0	3	15	0	0	21.0	2.43	8	72.7
	(11)	(869.0)	(4)	(12)	(0)	(0)	(20.0)	(2.30)	(6)	(54.5)
鉱業,採石業,砂利採取業	2	108.0	1	1	0	0	3.0	2.78	2	100.0
	(1)	(67.0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(2.0)	(2.99)	(1)	(100.0)
建設業	58	7,213.5	39	66	9	2	154.0	2.13	29	50.0
	(57)	(7,314.0)	(36)	(61)	(3)	(8)	(140.0)	(1.91)	(23)	(40.4)
製造業	542	85,604.5	464	943	69	45	1,962.5	2.29	340	62.7
	(541)	(84,093.0)	(437)	(931)	(42)	(65)	(1,879.5)	(2.24)	(325)	(60.1)
電気・ガス・熱供給・水道業	4	237.0	0	0	0	0	0.0	0.00	0	0.0
	(3)	(162.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.00)	(0)	(0.0)
情報通信業	23	3,907.5	16	36	4	2	73.0	1.87	13	56.5
	(24)	(3,930.0)	(16)	(34)	(4)	(3)	(71.5)	(1.82)	(13)	(54.2)
運輸業,郵便業	114	12,819.5	83	133	32	12	337.0	2.63	69	60.5
	(116)	(14,133.5)	(92)	(142)	(26)	(20)	(362.0)	(2.56)	(70)	(60.3)
卸売業,小売業	189	66,029.0	356	612	86	52	1,436.0	2.17	83	43.9
	(196)	(68,427.0)	(343)	(613)	(54)	(90)	(1,398.0)	(2.04)	(78)	(39.8)
金融業,保険業	18	9,571.0	66	65	4	4	203.0	2.12	7	38.9
	(19)	(9,930.0)	(67)	(64)	(4)	(2)	(203.0)	(2.04)	(8)	(42.1)
不動産業,物品賃貸業	25	3,478.5	15	22	9	2	62.0	1.78	11	44.0
	(23)	(3,340.0)	(11)	(25)	(8)	(3)	(56.5)	(1.69)	(9)	(39.1)
学術研究,専門・技術サービス業	35	3,526.0	13	20	3	0	49.0	1.39	16	45.7
	(31)	(3,180.0)	(13)	(20)	(3)	(0)	(49.0)	(1.54)	(16)	(51.6)
宿泊業,飲食サービス業	49	4,381.0	7	41	14	9	73.5	1.68	27	55.1
	(51)	(4,648.0)	(8)	(40)	(11)	(11)	(72.5)	(1.56)	(25)	(49.0)
生活関連サービス業,娯楽業	41	5,730.5	50	56	32	18	197.0	3.44	22	53.7
	(40)	(5,341.5)	(53)	(52)	(24)	(21)	(192.5)	(3.60)	(19)	(47.5)
教育,学習支援業	33	4,135.5	16	25	3	0	60.0	1.45	12	36.4
	(33)	(4,085.0)	(11)	(27)	(2)	(1)	(51.5)	(1.26)	(11)	(33.3)
医療,福祉	358	47,236.5	243	492	237	131	1,280.5	2.71	225	62.8
	(356)	(47,388.0)	(252)	(473)	(175)	(192)	(1,248.0)	(2.63)	(222)	(62.4)
複合サービス事業	19	4,291.0	18	42	5	3	84.5	1.97	9	47.4
	(19)	(4,571.5)	(17)	(45)	(4)	(8)	(87.0)	(1.90)	(9)	(47.4)
サービス業	196	26,352.5	111	237	41	32	516.0	1.96	91	46.4
	(182)	(24,463.0)	(104)	(207)	(40)	(50)	(480.0)	(1.96)	(90)	(49.5)

注　1(1)①の表と同じ

※ 産業計はその他分類不能の産業を含む。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		a.重度身体障害者	b. 重度以外の身体障害者	c. 重度身体障害者である短時間労働者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2＋b＋c+d×0.5	a.重度知的障害者	b. 重度以外の知的障害者	c. 重度知的障害者である短時間労働者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2＋b＋c+d×0.5	c.精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち(注5)に該当する労働者	e. 計 c＋d×0.5
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
産業計	6,512.0	1,151	1,293	149	152	3,820.0	350	757	108	160	1,645.0	756	291	291	1047.0
	(6,313.0)	(1,108)	(1,311)	(148)	(165)	(3,757.5)	(357)	(735)	(108)	(163)	(1,638.5)	(700)	(290)	(144)	(917.0)
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
農,林,漁業	21.0	3	7	0	0	13.0	0	6	0	0	6.0	2	0	0	2.0
	(20.0)	(2)	(5)	(0)	(0)	(9.0)	(2)	(4)	(0)	(0)	(8.0)	(3)	(0)	(0)	(3.0)
鉱業,採石業,砂利採取業	3.0	1	1	0	0	3.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0
	(2.0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(2.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)
建設業	154.0	35	35	3	1	108.5	4	7	0	1	15.5	24	6	6	30.0
	(140.0)	(31)	(34)	(1)	(2)	(98.0)	(5)	(5)	(0)	(1)	(15.5)	(22)	(7)	(2)	(26.5)
製造業	1,962.5	343	385	26	22	1,108.0	121	307	5	23	565.5	251	38	38	289.0
	(1,879.5)	(319)	382)	(22)	(25)	(1,054.5)	(118)	(300)	(8)	(18)	(553.0)	(249)	(34)	(12)	(272.0)
電気・ガス・熱供給・水道業	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0
	(0.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)
情報通信業	73.0	16	16	3	2	52.0	0	0	0	0	0.0	20	1	1	21.0
	(71.5)	(16)	(16)	(4)	(2)	(53.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(18)	(1)	(0)	(18.5)
運輸業,郵便業	337.0	75	87	10	9	251.5	8	15	6	3	38.5	31	16	16	47.0
	(362.0)	(84)	(94)	(11)	(8)	(277.0)	(8)	(18)	(4)	(5)	(40.5)	(30)	(18)	(11)	(44.5)
卸売業,小売業	1,436.0	280	290	21	22	882.0	76	176	14	30	357.0	146	51	51	197.0
	(1,398.0)	(265)	(313)	(22)	(26)	(878.0)	(78)	(174)	(11)	(28)	(355.0)	(126)	(57)	(21)	(165.0)
金融業,保険業	203.0	65	45	4	3	180.5	1	0	0	1	2.5	20	0	0	20.0
	(203.0)	(66)	(50)	(4)	(1)	(186.5)	(1)	(0)	(0)	(1)	(2.5)	(14)	(0)	(0)	(14.0)
不動産業,物品賃貸業	62.0	12	13	1	2	39.0	3	4	0	0	10.0	5	8	8	13.0
	(56.5)	(9)	(14)	(2)	(3)	(35.5)	(2)	(3)	(1)	(0)	(8.0)	(8)	(5)	(5)	(13.0)
学術研究,専門・技術サービス業	49.0	13	12	2	0	40.0	0	2	0	0	2.0	6	1	1	7.0
	(49.0)	(13)	(13)	(2)	(0)	(41.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(7)	(1)	(1)	(8.0)
宿泊業,飲食サービス業	73.5	4	19	8	2	36.0	3	11	0	7	20.5	11	6	6	17.0
	(72.5)	(6)	(24)	(6)	(2)	(43.0)	(2)	(8)	(0)	(8)	(16.0)	(8)	(6)	(5)	(13.5)
生活関連サービス業,娯楽業	197.0	13	10	5	10	46.0	37	29	6	8	113.0	17	21	21	38.0
	(192.5)	(13)	(11)	(5)	(6)	(45.0)	(40)	(26)	(5)	(9)	(115.5)	(15)	(20)	(14)	(32.0)
教育,学習支援業	60.0	15	17	1	0	48.0	1	2	0	0	4.0	6	2	2	8.0
	(51.5)	(10)	(18)	(2)	(0)	(40.0)	(1)	(2)	(0)	(0)	(4.0)	(7)	(1)	(0)	(7.5)
医療,福祉	1,280.5	188	215	43	59	663.5	55	143	72	72	361.0	134	122	122	256.0
	(1,248.0)	(190)	(196)	(40)	(64)	(648.0)	(62)	(144)	(74)	(76)	(380.0)	(133)	(113)	(61)	(220.0)
複合サービス事業	84.5	12	29	3	1	56.5	6	8	0	2	21.0	5	2	2	7.0
	(87.0)	(12)	(30)	(3)	(4)	(59.0)	(5)	(10)	(0)	(2)	(21.0)	(5)	(3)	(1)	(7.0)
サービス業	516.0	76	112	19	19	292.5	35	47	5	13	128.5	78	17	17	95.0
	(480.0)	(71)	(111)	(24)	(22)	(288.0)	(33)	(41)	(5)	(15)	(119.5)	(55)	(24)	(11)	(72.5)

(4) 身体障害者の部位別雇用状況

① 概況

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害者	音声・言語・そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
民間企業	人 93 (93)	人 305 (294)	人 19 (14)	人 1,323 (1,284)	人 966 (882)	人 2,706 (2,567)

注 「身体障害者計」欄には、種類別の身体障害者数について未記入の場合は含まれない。( )内は、令和4年6月1日現在の数値で

② 企業規模別の雇用状況

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害者	音声・言語・そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
43.5～100人未満	人 22 (19)	人 47 (43)	人 4 (4)	人 244 (243)	人 214 (172)	人 531 (481)
100～300人未満	人 26 (28)	人 92 (92)	人 7 (7)	人 381 (357)	人 277 (249)	人 783 (733)
300～500人未満	人 9 (7)	人 40 (43)	人 1 (3)	人 172 (144)	人 114 (107)	人 336 (304)
500～1,000人未満	人 9 (11)	人 47 (39)	人 2 (0)	人 139 (147)	人 122 (116)	人 319 (313)
1,000人以上	人 27 (28)	人 79 (77)	人 5 (0)	人 387 (393)	人 239 (238)	人 737 (736)

注 ①と同じ。

③ 産業別の雇用状況

区分	③ 障害者の数					
	視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害者	音声・言語・そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
農,林,漁業	人 1 (1)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 6 (5)	人 3 (1)	人 10 (7)
鉱業,採石業,砂利採取業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (1)	2 (1)
建設業	1 (1)	5 (3)	0 (0)	29 (31)	38 (31)	73 (66)
製造業	19 (18)	134 (134)	6 (6)	345 (323)	267 (227)	771 (708)
電気・ガス・熱供給・水道業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
情報通信業	0 (0)	5 (5)	0 (0)	17 (17)	15 (14)	37 (36)
運輸業,郵便業	1 (2)	22 (19)	2 (2)	80 (82)	70 (58)	175 (163)
卸売業,小売業	20 (23)	28 (24)	5 (0)	324 (356)	213 (206)	590 (609)
金融業,保険業	1 (1)	23 (27)	0 (0)	46 (48)	47 (44)	117 (120)
不動産業,物品賃貸業	1 (1)	1 (1)	0 (0)	15 (12)	11 (8)	28 (22)
学術研究,専門・技術サービス業	2 (1)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	15 (16)	27 (27)
宿泊業,飲食サービス業	1 (2)	3 (3)	0 (1)	16 (14)	13 (13)	33 (33)
生活関連サービス業,娯楽業	1 (1)	4 (4)	0 (0)	20 (17)	13 (11)	38 (33)
教育,学習支援業	2 (2)	2 (2)	0 (0)	14 (10)	15 (9)	33 (23)
医療,福祉	40 (36)	55 (49)	5 (2)	259 (229)	143 (144)	502 (460)
複合サービス事業	0 (1)	3 (3)	0 (1)	27 (29)	15 (15)	45 (49)
サービス業	3 (3)	20 (20)	1 (2)	114 (101)	87 (84)	225 (210)

注 ①と同じ。

2 地方公共団体における障害者の在職状況

(1) 群馬県の状況（法定雇用率 2.6%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	② 障害者の数(人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数(人)	備考
合　　計	6,493.0	188.5	2.90	0.0	
群馬県知事部局	4,767.0	138.0	2.89	0.0	
群馬県病院局	869.0	22.0	2.53	0.0	
群馬県企業局	316.5	10.0	3.16	0.0	
群馬県警察本部	540.5	18.5	3.42	0.0	

(2) 群馬県教育委員会の状況（法定雇用率 2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	② 障害者の数(人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数(人)	備考
群馬県教育委員会	11,689.5	308.0	2.63	0.0	

(3) 市町村等の教育委員会の状況（法定雇用率 2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	② 障害者の数(人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数(人)	備考
合　　計	2,203.5	59.5	2.70	0.5	
前橋市教育委員会	733.0	19.0	2.59	0.0	
高崎市教育委員会	933.0	27.0	2.89	0.0	
伊勢崎市教育委員会	425.5	12.0	2.82	0.0	
利根沼田学校組合教育委員会	50.0	0.5	1.00	0.5	
甘楽町教育委員会	62.0	1.0	1.61	0.0	

(2) ＋ (3)	13,893.0	367.5	2.65	0.5	

注 1　①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2　②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間勤務職員である精神障害者（当分の間）については、1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員については、法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3　④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(4) 市町村の状況（法定雇用率 2.6%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	② 障害者の数(人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数(人)	備考
合　　計	18,542.5	477.0	2.57	16.5	
前橋市	2,361.0	61.0	2.58	0.0	
高崎市	2,406.0	69.0	2.87	0.0	
桐生市	1,216.5	34.0	2.79	0.0	特例認定あり（注４）
伊勢崎市	1,186.5	35.0	2.95	0.0	
太田市	1,772.5	46.0	2.60	0.0	特例認定あり（注４）
館林市	892.0	23.5	2.63	0.0	特例認定あり（注４）
沼田市	586.0	14.0	2.39	1.0	特例認定あり（注４）
富岡市	611.0	15.0	2.45	0.0	特例認定あり（注４）
藤岡市	796.0	19.5	2.45	0.5	特例認定あり（注４）
渋川市	1011.5	20.5	2.03	5.5	特例認定あり（注４）
安中市	899.0	22.0	2.45	1.0	特例認定あり（注４）
みどり市	636.0	20.0	3.14	0.0	特例認定あり（注４）
榛東村	84.0	2.0	2.38	0.0	
吉岡町	213.5	5.0	2.34	0.0	
神流町	101.0	2.0	1.98	0.0	
上野村	64.0	1.0	1.56	0.0	
甘楽町	100.0	2.0	2.00	0.0	
下仁田町	136.0	3.0	2.21	0.0	
南牧村	55.0	0.0	0.00	1.0	
中之条町	306.0	6.0	1.96	1.0	
東吾妻町	293.5	7.0	2.39	0.0	
長野原町	147.0	4.0	2.72	0.0	
嬬恋村	202.0	3.0	1.49	2.0	
草津町	166.5	2.0	1.20	2.0	
高山村	92.0	2.0	2.17	0.0	
片品村	98.5	3.0	3.05	0.0	
川場村	73.0	0.0	0.00	1.0	
みなかみ町	300.0	6.0	2.00	1.0	
昭和村	130.0	4.0	3.08	0.0	
玉村町	301.0	6.5	2.16	0.5	
板倉町	212.5	5.0	2.35	0.0	
明和町	223.0	6.5	2.91	0.0	
千代田町	186.0	4.0	2.15	0.0	
大泉町	380.0	13.0	3.42	0.0	
邑楽町	304.0	10.5	3.45	0.0	

※ 藤岡市、川場村については、令和5年12月時点で達成している。

(5)その他の機関（法定雇用率 2.6%）

合　　計	893.5	16.0	1.79	7.0	
前橋市水道局	155.0	4.0	2.58	0.0	
高崎市上下水道事業	126.0	4.0	3.17	0.0	
伊勢崎市水道局	70.0	1.0	1.43	0.0	
伊勢崎病院事業	542.5	7.0	1.29	7.0	

注 1　①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2　②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間勤務職員である精神障害者（当分の間）については、1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員については、法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3　④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4　注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

5　法定雇用率2.6%が適用される教育委員会とは（任命権者が教育長である等により）法定雇用率2.5%が適用される一定の市町村の教育委員会以外の教育委員会である。

特例認定一覧（市町村の機関）

地方認定機関（A）	みなされることとなる機関（B）	
富岡市	富岡市教育委員会	
安中市	安中市教育委員会	
桐生市	桐生市教育委員会	桐生市水道局
沼田市	沼田市教育委員会	
藤岡市	藤岡市教育委員会	
館林市	館林市教育委員会	
太田市	太田市教育委員会	
渋川市	渋川市教育委員会	
みどり市	みどり市教育委員会	

３ 地方独立行政法人等における雇用状況

地方独立行政法人等 （法定雇用率 2.6%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	② 障害者の数（人）	③ 実雇用率（%）	④ 不足数（人）	備考
合　　計	410.0	9.5	2.32	1.5	
公立大学法人高崎経済大学	114.5	3.0	2.62	0.0	
公立大学法人前橋工科大学	68.0	3.0	4.41	0.0	
群馬県公立大学法人	109.0	1.5	1.38	0.5	
群馬県住宅供給公社	118.5	2.0	1.69	1.0	

※ 群馬県公立大学法人については、令和5年12月時点で達成している。

注 1　①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2　②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間勤務職員である精神障害者（当分の間）については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員については、法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3　④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 「地方独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の9号から10号までの法人を指す。

（参考１）　民間企業における雇用状況の推移

群馬県

（各年６月１日現在）

年	障害者の数（人）	対前年増減	実雇用率（%）	対前年増減	法定雇用率達成企業の割合（%）	対前年増減
昭和　59　年	1,584	78	1.40	0.00	57.6	△ 0.7
60	1,654	70	1.41	0.01	60.1	2.5
61	1,722	68	1.41	0.00	63.8	3.7
62	1,632	△ 90	1.48	0.07	64.0	0.2
63	1,826	194	1.56	0.08	57.2	△ 6.8
平成　元　年	1,903	77	1.58	0.02	59.5	2.3
2	1,959	56	1.58	0.00	61.1	1.6
3	2,061	102	1.58	0.00	59.7	△ 1.4
4	2,124	63	1.58	0.00	60.1	0.4
5	2,183	59	1.59	0.01	56.5	△ 3.6
6	2,184	1	1.59	0.00	57.1	0.6
7	2,192	8	1.59	0.00	60.1	3.0
8	2,195	3	1.59	0.00	61.0	0.9
9	2,287	92	1.60	0.01	61.1	0.1
10	2,287	0	1.60	0.00	59.8	△ 1.3
11	2,261	△ 26	1.54	△ 0.06	51.2	△ 8.6
12	2,194	△ 67	1.47	△ 0.07	48.5	△ 2.7
13	2,237	43	1.43	△ 0.04	44.1	△ 4.4
14	2,273	36	1.47	0.04	45.8	1.7
15	2,317	44	1.48	0.01	48.0	2.2
16	2,448	131	1.46	△ 0.02	46.8	△ 1.2
17	2,535	87	1.49	0.03	49.1	2.3
18	2,700	165	1.52	0.03	49.3	0.2
19	2,879.0	179.5	1.48	△ 0.04	47.2	△ 2.1
20	2,997.0	118.0	1.50	0.02	47.4	0.2
21	3,152.0	155.0	1.56	0.06	47.0	△ 0.4
22	3,375.5	223.5	1.62	0.06	51.6	4.2
23	3,593.5	218.0	1.55	△ 0.07	46.4	△ 5.2
24	3,726.5	133.0	1.59	0.04	47.8	1.4
25	4,071.0	344.5	1.73	0.14	48.1	0.3
26	4,368.0	297.0	1.79	0.06	51.6	3.5
27	4,479.5	111.5	1.80	0.01	52.3	0.7
28	4,782.5	303.0	1.90	0.10	56.4	4.1
29	5,041.5	259.0	1.96	0.06	57.5	1.1
30	5,591.5	550.0	2.06	0.10	53.4	△ 4.1
令和　元　年	5,859.0	267.5	2.14	0.08	56.0	2.6
2	5,920.0	61.0	2.16	0.02	56.6	0.6
3	6,136.0	216.0	2.19	0.03	55.1	△ 1.5
4	6,313.0	177.0	2.21	0.02	54.3	△ 0.8
5	6,512.0	199.0	2.28	0.07	56.1	1.8

注１

法定雇用率の推移は次のとおりである。

- 平成25年～平成29年・・・　２．０％
- 平成30年～令和２年・・・　２．２％
- 令和３年３月～令和５年・　２．３％
- 令和６年４月～・・・・・　２．５％
- 令和８年７月～・・・・・　２．７％

注２

障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

～昭和62年

- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）

昭和63年～平成４年

- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者

平成５年～平成17年

- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年～平成22年

- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 精神障害者
- 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者

（精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）

平成23年～

- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 精神障害者
- 重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者、重度以外知的障害者又は精神障害者である短時間労働者（重度以外身体障害者、重度以外知的障害者である短時間労働者は0.5カウント）（※）

※　令和５年度から当分の間、精神障害者である短時間労働者は１人分とカウントしている。

令和６年４月１日～

- 身体障害者（１人１カウント、重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（１人１カウント、重度知的障害者はダブルカウント）
- 精神障害者　（１人１カウント　（令和５年度より当分の間））
- 短時間：　週20時間以上30時間未満　重度身体障害者、重度知的障害者、または精神障害者　（１人１カウント）
- 短時間：　週20時間以上30時間未満　重度以外身体障害者、重度以外知的障害者　（１人0.5カウント）
- 特定短時間：　週10時間以上20時間未満　重度身体障害者、重度知的障害者、または精神障害者　（１人0.5カウント）

（参考２）都道府県別の実雇用率等の状況

注　都道府県別の状況は、企業の主たる事務所（特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所）が　　所在する都道府県において集計したものである。

都道府県名	実雇用率	（対前年増減）	法定雇用率達成企業の割合	（対前年増減）	法定雇用率達成企業の数		
全国	2.33	0.08	50.1	1.8	54,239	／	108,202
北海道	2.58	0.14	53.1	1.8	2,069	／	3,895
青森	2.55	0.14	57.0	2.0	582	／	1,021
岩手	2.42	0.04	59.2	0.3	614	／	1,038
宮城	2.29	0.00	51.1	1.0	830	／	1,624
秋田	2.40	0.11	64.2	2.3	521	／	811
山形	2.31	0.13	57.2	2.9	557	／	973
福島	2.29	0.10	56.7	2.5	862	／	1,519
茨城	2.32	0.12	51.5	1.7	865	／	1,680
栃木	2.39	0.01	58.3	1.5	805	／	1,381
群馬	2.28	0.07	56.1	1.8	964	／	1,717
埼玉	2.42	0.05	49.6	0.8	1,869	／	3,767
千葉	2.38	0.16	52.6	2.4	1,518	／	2,887
東京	2.21	0.07	34.4	1.9	8,057	／	23,407
神奈川	2.29	0.09	46.6	0.9	2,368	／	5,077
新潟	2.38	0.15	60.5	3.3	1,224	／	2,023
富山	2.32	0.08	55.6	△0.2	598	／	1,075
石川	2.49	0.12	55.7	1.3	653	／	1,173
福井	2.58	0.10	60.1	1.9	460	／	765
山梨	2.25	0.05	60.8	2.1	401	／	660
長野	2.42	0.10	62.3	4.2	1,091	／	1,751
岐阜	2.47	0.12	56.2	1.1	939	／	1,671
静岡	2.37	0.05	55.4	2.1	1,717	／	3,100
愛知	2.28	0.09	51.5	3.0	3,531	／	6,853
三重	2.56	0.14	61.9	2.8	810	／	1,309
滋賀	2.52	0.06	59.2	0.6	559	／	944
京都	2.37	0.06	53.7	1.7	1,055	／	1,963
大阪	2.35	0.10	46.1	1.5	4,021	／	8,727
兵庫	2.36	0.08	52.2	1.7	1,899	／	3,635
奈良	3.06	0.15	65.2	1.2	460	／	705
和歌山	2.71	0.17	64.3	1.3	411	／	639
鳥取	2.47	0.08	64.2	3.9	307	／	478
島根	2.83	0.14	69.6	2.0	426	／	612
岡山	2.58	0.00	56.0	1.7	859	／	1,535
広島	2.48	0.10	52.0	2.5	1,265	／	2,431
山口	2.77	0.09	58.5	1.9	562	／	961
徳島	2.40	0.06	63.4	2.1	341	／	538
香川	2.19	0.03	57.1	1.1	519	／	909
愛媛	2.51	0.13	54.7	2.8	590	／	1,079
高知	2.51	0.09	63.6	1.3	344	／	541
福岡	2.38	0.09	52.5	1.7	2,170	／	4,132
佐賀	2.80	0.04	67.9	1.3	430	／	633
長崎	2.85	0.05	62.2	△0.2	638	／	1,026
熊本	2.52	0.05	59.4	2.1	812	／	1,366
大分	2.72	0.11	65.1	3.7	587	／	901
宮崎	2.66	0.09	65.5	2.5	569	／	869
鹿児島	2.62	0.09	61.0	1.2	802	／	1,315
沖縄	3.24	0.27	65.2	4.2	708	／	1,086